

第1章

基本的な考え方

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展の中で社会経済情勢は大きく変化しており、青少年を取り巻く状況も様々な問題が生じています。

非行、ニートやひきこもり、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有する青少年の問題は、依然として深刻です。

また、スマートフォン等の急速な普及が、青少年の生活や環境にも大きな影響を与えており、犯罪に巻き込まれたり、インターネットの長時間利用なども課題となっています。

こうした状況を踏まえ、青少年が夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

本県では、昭和48年度から青少年の健全育成に関する総合的な計画として、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しています。

次代を担う青少年の健やかな成長は、全ての県民の願いであるとともに責任でもあります。

そこで、県民一人一人が青少年の健全育成に対する関心を高めるとともに青少年育成団体等の活動促進の一助となるなど、地域全体で青少年の健やかな成長に向けた取組が一層推進されるよう、本プランを策定しました。

2 位置付け

- (1) 埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」の基本理念を踏まえたプランとし、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。
- (3) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」を具体的に推進する分野別計画として位置付けます。

3 期間

平成 30 年度 (2018 年度) から平成 34 年度 (2022 年度) までの 5 年間

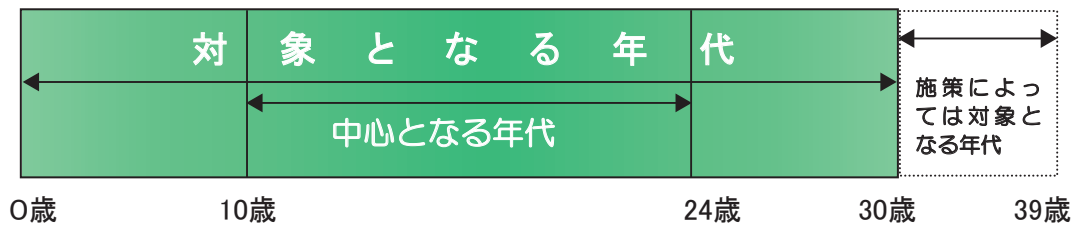
4 対象者

本プランの対象者は、おおむね 30 歳未満とします。

ただし、最近の社会情勢や子ども・若者育成支援推進法の趣旨も鑑み、施策によっては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する 30 歳代も対象とします。

また、青少年健全育成や非行防止に関する取組については、おおむね小学校高学年から大学生までが対象となることを踏まえ、本プランの中心となる対象年齢は、おおむね 10 歳から 24 歳とします。

なお、本プランでは「青少年」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「子供」等の用語を併用します。



◇ 参考 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法令等の名称	呼称	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳以上の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童 (小学校)	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒 (中学校)	小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法(注)	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男：満18歳以上の者 女：満16歳以上の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
	未成年者	民法上の未成年者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童買春・児童ポルノ禁止法)	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)	青少年	18歳未満の者
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	若者	思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。
	青少年	乳幼児期から青年期までの者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
	思春期	中学生からおおむね18歳までの者
	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
	ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

(注) 平成30年6月13日、成人年齢を18歳に引き下げ、婚姻年齢を男女ともに18歳とする改正民法が成立(平成34年(2022年)4月1日施行予定)。